

## 制度との応酬によるニーズ認識 : 同性カップルの法的保障ニーズをめぐって

著者	杉浦 郁子
雑誌名	和光大学現代人間学部紀要
巻	12
ページ	61-81
発行年	2019-03-08
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1073/00004638/">http://id.nii.ac.jp/1073/00004638/</a>

# 制度との応酬によるニーズ認識 ——同性カップルの法的保障ニーズをめぐって

杉浦郁子 *SUGIURA Ikuko*

- はじめに
- 1 —— 目的・背景
- 2 —— 渋谷区の認定制度およびインタビューの概要
- 3 —— ケースの紹介
- 4 —— 分析—制度を介した解釈過程でどんなニーズが認識されたのか
- 5 —— 親密圏のニーズを支える制度の可能性

【要旨】2015年、東京都渋谷区は、同性カップルのパートナーシップを認定する制度を開始した。本稿は、その制度を利用した人、利用を検討している人を対象としたインタビューを取りあげ、制度を媒介にした解釈過程で認識された同性カップルの法的保障ニーズを分析する。

日本では、渋谷区の制度ができるまで、同性パートナーシップ制度を求める当事者の存在が見えづらく、制度に対するニーズが当事者に広く共有された結果として制度が作られた、という経過を必ずしもたどらなかった。また、先行研究は、当事者が同性カップルの法的保障ニーズを認識しづらいメカニズムがある可能性を指摘していた。本稿は、制度がない状況で認識されなかったニーズが、制度ができた後に認識されやすくなったのはいか、という問題意識のもと、制度の利用をめぐってなされた解釈過程に注目し、そこでどのようなニーズが認識されたのかを分析した。

制度ができた後につき合い始めたカップルは、渋谷区の制度を長期的な関係を担保するものと理解していた。「生涯を共にするだろう」という予期は、パートナーとの関係で生じるニーズを認識させるだけでなく、様々な他者との関わりや出来事の可能性を想像させ、自分たちを取りまく環境に対するニーズも意識させていた。制度ができる前から渋谷区で同居してきたカップルは、「区に認めてもらうことによる安心の獲得」という個別的・心理的ニーズの存在を、制度の利用後に認識していた。

## ——はじめに

2015年以降の日本では、同性間のパートナーシップを認定する地方自治体の動きが進んでいる<sup>1)</sup>。本稿では、その口火を切った渋谷区のパートナーシップ認定制度を利用した人、利用を検討している人を対象としたインタビューを取りあげ、認定制度の利用をめぐって人々が行っている解釈の過程を分析する。そこから明らかにしたいのは、制度を媒介にした解釈過程において人々のニーズが認識されていくあり様である。

一般に、条例や法律などの制度は、市民らのニーズにもとづいて作られるものだと考え

られている。つまり、まずは生存や生活に関するニーズがあり、それらが吸い上げられた結果として制度がある、というのが制度に対するよくある見方である。本稿は、これとは異なるプロセスを示す。すなわち、制度の成立後に、その利用をきっかけにして、ニーズの掘り起こしやとらえ直しがなされる、というプロセスである。

まず第1章で、同性パートナーシップ制度に関する国内の学術研究および当事者による権利運動の動きを整理し、制度を介したニーズ認識に着目するという課題設定の意図を説明する。続く第2章では、渋谷区の認定制度の特徴とインタビューの概要をまとめる。第3章ではインタビューの内容を要約して紹介し、第4章でそれを分析する。分析では、制度を媒介にした解釈過程で可視化されたニーズを記述することを試みる。

なお、本稿では、同性間の親密な関係性を承認する日本の自治体の制度を指す言葉として、「パートナーシップ認定制度」（もしくは「認定制度」）を用いる。それとは別に、「同性パートナーシップ制度」という用語を、同性間の関係性や生活を保障する制度全般を広く指すものとして用いる。これには、諸外国ですでに実現している「平等な婚姻」「同性婚」「登録パートナーシップ（共同生活における契約内容を登録する制度）」だけでなく、地方自治体による「ドメスティック・パートナーシップ」「パートナーシップ認定」などの制度が含まれる。

## 1 —— 目的・背景

### 1-1 同性パートナーシップ制度に関する国内の動向

同性パートナーシップ制度をめぐる欧米の動きは、1980年代には日本語で紹介されていた。たとえば、1970年代にアメリカ合衆国で起こされた同性カップル婚姻請求裁判に関する論考が、1984年に発表されている（石川1984a, 1984b）。また、1980年代後半から90年代前半には、デンマークやスウェーデン、アメリカの地方自治体で制度が設けられたことが、主に法律の専門家らによって紹介されている（篠原1988; 早川1989; 角田1991; 棚村1992; 菊地1994; 木下1994a, 1994b; 棚村ほか1994; 菱木1994, 1995a, 1995b; 大村1995a, 1995bなど）。

1996年は、米ハワイ州における同性婚受け入れ判決への反応として、連邦議会や各州が結婚防衛法（Defense of Marriage Act、通称DOMA）<sup>2)</sup>を相次いで通過させた年である。おりしも大統領選挙の年であり、同性婚は選挙を左右する争点として、日本の新聞や雑誌でも取り沙汰された。この頃から性的マイノリティの当事者の間でも、法制化を視野に入れた具体的な議論がなされるようになり、たとえば『クィア・スタディーズ'97』（クィア・スタディーズ編集委員会1997）は、特集「婚姻法／ドメスティック・パートナーシップ制度」を組んで、制度要求運動の方向性や課題を検討している。

制度の必要性を直接に訴えた活動がなされたのは、それから約10年後の2006年のことである。当時大阪府議だった尾辻かな子が呼びかけ人となり、「レインボートーク2006——同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム」が開催された<sup>3)</sup>。また、

2013年3月には、東京ディズニーシーで女性カップルが結婚式をしたことが話題になった。ただし、これらは単発のイベントと個別カップルの活躍であり、制度の実現を主な目標に掲げ運動を続けてきた団体は、2015年以前の日本には見当たらない<sup>4)</sup>。

世田谷区でパートナーシップ認定制度の創設に尽力した区議、上川あやは、「当事者の沈黙」という状況があったことを次のように指摘している。制度を「求める当事者の存在が、国内では全く見えずにきた」「『要望』や『訴え』が、人口規模、都内最大の自治体、世田谷区に、過去、寄せられた形跡があるのかといえば全くない」(上川2016:189)。このように、日本では、制度の実現に向けた活動が当事者らに広く浸透しておらず、「当事者団体による目立った活動が見られない中で」「ある意味では『唐突に』制度化がなされた」(金田forthcoming) と見る向きもある。

他方、制度の是非をめぐる学術的な議論は、2000年代以降、法学、社会学、政治思想などの専門家を中心に継続してなされてきており、日本における「同性婚」<sup>5)</sup>の法制化が「現実味を帯びないうちに賛否両論が出揃った感がある」(青山2016:19)。「出揃った」という青山薫の観察のとおり、筆者も、国内の是非論には十分な蓄積があり、豊富な論点が扱われてきたと考えている<sup>6)</sup>。また、青山は、「この間の日本の『同性婚』議論に特徴的だったのは、いわゆる『LGBT』当事者と支援者の『同性婚』に反対する意見が数多く公表されたこと」(青山2016:29)だと指摘している。このことが権利運動にどんな影響を及ぼしたかは今後の検証が待たれるものの、ここまで見てきたように、2014年までの日本の権利運動において、同性パートナーシップ制度の要求が大きなウェイトを占めてきたとは言いがたい。

## 1-2 分析課題—制度との応酬によるニーズ認識

そんななか、行政および行政に働きかけた議員や限られた当事者の主導で、渋谷区と世田谷区がパートナーシップ認定制度をスタートさせた。実現までの道のりについては、エスムラルダ・KIRA (2015) や棚村・中川編著 (2016) などに譲るが、制度が始まったことでこれを利用した人、利用しようとする人々が現れた。本稿では、そうした人々に実施したインタビューを用いて、「制度との応酬によるニーズ認識」のあり様を明らかにする。

制度ができ、一定の要件を満たせばそれを利用できるようになる。一部の人々が、その権利を行使するかについて検討を始めたたり、制度の利用を決めたりする。そこに、制度に付与した意味を媒介にして様々な事柄を解釈するという社会的行為が生起する。本稿では、人々が制度に与えた意味にもとづいて自らの「ニーズ」を認識する、という解釈過程にとくに注目する。以下では、このような課題を設定した学術的背景について説明する。

## 1-3 分析課題の学術的背景

### 1-3-1 法的な効力をもたない制度を構築することの意味をめぐって

いま日本で導入が進んでいるパートナーシップ認定をめぐるのは、「そもそも法的な効力

をもたない制度を構築することの意味」(谷口 2017: 81) がひとつの論点となっている。これについて、国際人権法が専門の谷口洋幸は、次のように述べている。

パートナーシップ認定手続は当事者らが直面する具体的な課題の解決や不利益の解消に直接つながるものではない。しかしながら、公的な制度が人々に与える意識の変化や象徴としての機能も見過ごしてはならない。これまで私的な事柄としてのみ扱われてきた同性どうしのパートナーシップが自治体から婚姻相当の間柄として認定される意義ははかりしれない。(谷口 2017: 81)

また、家族法が専門の大島梨沙は、この制度ができ社会通念が変化したことで「同性カップルの死別や離別による関係解消時の財産関係、住居保護、第三者との利害調整などが裁判で争われた場合、婚姻の届出を出していない男女カップル(内縁)と同様の法的効果が認められ」やすくなるのではないかと論じている。

このように、法学の分野からは、法的な効力をもたない制度をつくる意味として、社会通念へ働きかける象徴的機能や法自体への影響が指摘されているが、本稿は、これらとは別の意味を社会的に示そうとしている。

前出の青山は、同性パートナーシップ制度をめぐる議論を整理し終えた後、次のように言い添えている。

欧米の経験をふまえた「同性婚」の保守性と「革新性」、日本における「同性婚」議論の賛成意見と反対意見、と、二項対立的に概観してきたが、とくに当事者の間では、これらはただ対立的に存在すべくもない入り組んだ問題であることを指摘しておきたい。(青山 2016: 31)

青山の言うとおりに、当事者らにとって、同性パートナーシップ制度は、「賛成か反対か」のどちらかで立場を明確にできるものではない。実際、インタビューの協力者たちは、複数の社会関係と制度に与える意味との間を調整しながら「入り組んだ問題」に取り組んでいた。そのプロセスにおいて、制度は、自分たちが育んできた生活や関係について評価、思考するための資源(リソース)として参照されていた。資源としての制度は、その利用を考える人によって何度も呼びかけられ、その意味が不断に問われ続けるものとして存在する(Blumer 1969=後藤 1991)<sup>7)</sup>。

制度は、これまでの是非論がそのような想定において議論していたように、それ自体が意味の体系を成し、人々の行為を枠づけるという側面もあるが、他方で、人々がそこから解釈を引き出したり立ち上げたりするさいの資源として用いられるという側面もある。本稿が光を当てたいのは制度のこの機能であり、さらに、「制度を使って解釈をする」という行為の政治性である。解釈がなされる対象は、個人やカップルの問題にとどまらず、自ら

を取りまく環境へと広がっていく。このマイクロ・ポリティクスを記述することで、法的に効力のない制度の、また別の意味を示したい。

### 1-3-2 「ニーズ」に着目する理由

続いて本稿が、制度を介した解釈過程における「ニーズ」認識にとくに着目する理由を述べる。

制度に対するニーズを明らかにすることを企図した質問紙調査に「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」<sup>8)</sup>(血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会 2004; 有田・藤井・堀江 2006) がある。

このアンケートでは「以下のような制度は同性間のパートナーシップにも必要だと思いますか?」「また、その制度があったらあなたは利用しますか?」という質問に対し、13の制度(権利義務)を挙げ、それぞれについて必要度や利用の希望を聞いている。すなわち、「a. 健康保険の扶養者扱い」「b. 税金の扶養者控除」「c. 給料付属の家族手当」「d. 職場での介護休暇」「e. 一方が入院したときの看護・面接権」「f. 一方が病気になった際の医療上の同意権」「g. 家族向けの公営住宅への入居権」「h. 生命保険の受け取り」「i. 遺産や共有財産の相続権」「j. 貞操の義務」「k. 同居の義務」「l. 相互扶助の義務」「m. 同一の氏を名のる義務」の13項目である<sup>9)</sup>。

この調査の分析が公表された頃、筆者は、同性カップルの生活実態を聞き取る調査プロジェクトに参加することになった。インタビューでは、生活実態に加えて、同性パートナーシップ制度に対するカップルらの意見も聞くことにした。しかし、「調査の協力者に『どのような保障を望んでいるか』と『意識』を問うことの難しさに、調査の過程で気づいてい」(杉浦・釜野・柳原 2008: 32) くこととなった。「どんな保障がほしいか」という質問への回答として、上記アンケートが列挙したような諸権利に言及できるインタビュー協力者は少なかった。そのため多くのケースで、調査者が各々の権利義務について説明しつつ「これはほしいか」と聞き、答えてもらう、という手順を踏んだ。

こうした事態について、この調査に参加した谷口は、結婚が「自分には一生縁のないこと」であるため「結婚を望むことに何の意味があるのか」「何をどう望めばよいのか」がわからず、法的保障ニーズが当事者の口からなかなか明確に語られない(谷口 2007) と論じた。

同じく調査に参加した釜野さおりは、インタビュー・データから「レズビアン・カップルのパーソナル・ネットワークでは、血縁家族との関係が核になっている」(杉浦・釜野・柳原 2008: 33-38) ことを示し、それゆえに、個人レベルにおいて法的保障ニーズが認識されにくい可能性を示した。ニーズの認識が阻害されるメカニズムは、以下のとおりである<sup>10)</sup>。

レズビアン・カップルが異性愛社会の風当たりを受けながら日々の生活を円滑に送るためには、良好なパーソナル・ネットワーク、とりわけ社会的に一番重視されている血縁

家族との良好な関係をもつことが重要であるため、日常のエネルギーはそこに注がれる。レズビアン・カップルは、2人の関係に対する保障がないことをわかっているのに、無意識であっても意識的であっても、親きょうだいとの関係を良好にし（中略）せめて親きょうだいにだけは頼れる状態にしている可能性もある。その動機に関わらず、血縁関係がパーソナル・ネットワークの中心におかれ、ふたりの関係が血縁関係のなかに統合されている場合、血縁家族によって関係が守られている、という錯覚に陥り、法的な側面から関係を保障する必要性が認識されにくくなると考えられる。

(杉浦・釜野・柳原 2008: 39)

このように、筆者らが実施した調査では、インタビュー協力者から法的保障ニーズが明確に語られなかった。しかし、だからといって「保障はいらない」ということにはならない。それは「よいパーソナル・ネットワークがあり、親きょうだいとの関係がうまくいっていても、同性カップルは法的には他人同士に過ぎず、ネットワークによって守られるとは限らない」(杉浦・釜野・柳原 2008: 39) からである。

また、「カップルの法的保障がカバーする事項は日常生活に直結しておらず、別れる場合や、病気、事故、死など『何かあったとき』に必要となるものであるため、普段の生活でその危機感をもつことは難しい」(杉浦・釜野・柳原 2008: 39) という事態もある。法的保障ニーズが、実際に何らかの問題への対応を迫られる中で認識されていくものならば、そうした体験談を集めてニーズの共有を図る、というやり方もあるのかもしれない。しかし、たとえば「大切なパートナーの喪失」という体験が簡単に語られるとは思えない。

日本では、当事者に広くニーズが共有された結果として制度が作られた、という経過をたどらなかったが、制度を求める当事者の存在が見えづらかったのは、以上のような理由もあったのではないか。そして今回、制度の利用（検討）者の話を聞いて思ったのは、次のようなことであった。制度がない状況では語られなかったニーズは、むしろ、制度ができた後に認識しやすくなったのではないか。ニーズを認識する機会や語るための語彙は、制度との対話を通して獲得・創出されていく面があるのではないか。

本稿が「ニーズ」に着目するのは、このような問題意識にもとづいている。制度は、人々のニーズの表現としてあると同時に、潜在していたニーズに言葉を与えるリソースとなり得る。これが、法的に効力のない制度の意味のひとつであることを本稿で示したい。

## 2—— 渋谷区の認定制度およびインタビューの概要

渋谷区と世田谷区は 2015 年 11 月 5 日、生活を共にする同性カップルを男女の夫婦と同じような関係（＝パートナーシップ）だと認め、それを証明する公的書類の交付を開始した。本稿で用いるインタビューは、渋谷区のパートナーシップ認定制度のフォローアップを主な目的としてなされた。調査方法の説明に先立ち、以下ではまず、渋谷区の制度につ

いて、世田谷区のそれと対比しながら紹介する。

## 2-1 渋谷区のパートナーシップ認定制度の概要

渋谷区の制度は「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(2015年3月31日可決、4月1日施行)を根拠とするものである。この条例は、性的マイノリティに特化したものではないが、「パートナーシップ」を「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係」と定義し(第2条)、区がパートナーシップを証明する文書を発行する(第10条)という内容を含んでいる。

「渋谷区パートナーシップ証明書」の交付を受けられるのは、区内に住民登録のある20歳以上の戸籍上同性のカップルである。また、「互いを後見人とする事」「共同生活に関する合意があること」を明記した公正証書(原則2種類、特定の事由に該当する場合は後者のみでも可)と2人の戸籍謄本の提出が求められている。

他方、世田谷区の制度は、条例ではなく、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」(2015年7月29日に区議会へ報告)にもとづく運用である。この要綱では、「同性カップル」を「互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又はともにすることを約した性を同じくする2人の者」と定義し、同性カップルであることを区長に対して「宣誓」できると定めている。

宣誓ができるのは世田谷区在住の20歳以上で、それに際して公正証書や戸籍謄本の提出は求められていない。区は、パートナーシップ宣誓書を提出したカップルに、宣誓書の写しを交付する。

両区は、この制度に関連して、異性カップルに提供されている行政サービスや職員の福利厚生(の一部)の適用を、同性カップルへ拡大している。また、渋谷区は、条例がめざす社会の推進を阻害するふるまいに対して指導や是正勧告をする(第15条)ことを定めており、これにより、住居の賃貸や病院での面会を同性カップルであることを理由に断った場合、区は是正勧告をしたり事業者名を公表したりできることになっている(杉浦ほか編著2016:136-139)。

ただし、この認定制度の法的効力は、日本の婚姻(異性間の単婚)と比べた場合、きわめて限定的である。異性婚カップルに認められる税の控除や相続権などは国の制度によるものであり、渋谷区からパートナーシップ証明を取得しても、これらの権利を得られるわけではない。したがって、その利用を視野に入れて認定制度について調べ始めると、それが不十分であることを意識せざるを得ない。その「不十分さ」をどう考えるか、それにどう対応するかが検討されるなかで、ニーズが生まれたり確かめられたりする。

他方、渋谷区の制度は、世田谷区のそれとは違い、カップルが交わした合意事項を公正証書にして提出することを求めている。契約関係にある2人を法的に拘束する文書があるという意味において、渋谷区の制度は、世田谷区の制度より法的効力があると言える。書面を揃えるための手間がかかるが、どのような合意を書面に盛り込むかについて2人で試



行錯誤する時間は、まさに、認定制度の「不十分さ」を念頭に置きながら自分たちのニーズを確認していく過程である。

## 2-2 インタビューの概要

本稿で用いるのは、「渋谷区パートナーシップ証明実態調査」のインタビュー・データである。この調査は、パートナーシップ証明の取得（検討）者および事業者からのフィードバックを得ることを目的に、渋谷区（男女平等・ダイバーシティ推進担当課長／永田龍太郎氏）が企画したものである。調査業務は、特定非営利活動法人虹色ダイバーシティに委託され、この法人のもとに実査を担当する研究チームが結成された。筆者は、取得（検討）者へのインタビューをするチームに参加した<sup>11)</sup>。

調査は次のような手順で進められた。まず、渋谷男女平等・ダイバーシティセンターの職員より、パートナーシップ証明の取得者および取得検討者に電話で調査への協力を依頼した。事前に記入をお願いした調査票を参考にしながら、研究チームが協力者に約2時間のインタビューを実施した。調査期間は2017年7月1日から8月6日までだった。

インタビューでは、「パートナーとの出会いから交際、同居までの経緯」「パートナーシップ証明を取得するまでの経緯」「パートナーシップ証明に対する評価」「証明書活用の経験（希望）」「同性パートナーシップ証明取得の効果／取得後の変化」「制度に対する改善要望」「制度の意義に関する意見」などについて聞いた<sup>12)</sup>。

調査に協力してくれたのは、証明書取得者が12名（うちカップルが4組）、検討者が4名（うちカップルが1組）の計16名である。性別（戸籍上）の内訳は、女性が8名、男性が8名である。年代は、30代が9名、40代が5名、50代が1名、70代が1名だった（表を参照）。

表 インタビュー協力者のプロフィール

	協力者	年齢	証明書の取得	同居期間
1	F1a	44歳	取得済み	8年
2	F1b	41歳	取得済み	
3	F2	35歳	取得済み	8年
4	F3a	43歳	取得済み	
5	F3b	30歳	取得済み	1年6か月
6	F4a	35歳	検討中	
7	F4b	37歳	検討中	9か月
8	F5	34歳	検討中	2年8か月
9	M1a	38歳	取得済み	
10	M1b	41歳	取得済み	6年7か月
11	M2a	37歳	取得済み	
12	M2b	33歳	取得済み	1年9か月
13	M3	39歳	取得済み	4年10か月
14	M4	70歳	取得済み	39年
15	M5	53歳	取得済み	22年
16	M6	45歳	検討中	同居していない

備考)

1) 協力者の戸籍上の性別が女性の場合は「F」、男性の場合は「M」の記号を付した。

2) たとえば「F1a」と「F1b」はカップルである。

3) 「性別」「年齢」「取得済み／検討中」「同居期間」はいずれも調査時のものである。

### 3 — ケースの紹介

本章では、制度の利用を検討するなかで、どんなニーズが掘り起こされたり、とらえ直されたりしたのかという視点から、インタビューの内容を要約し、紹介する。

ところで、Kamano et al. (2018) は、本稿と同じデータを使って分析をし、付き合いの長さによって——とくに制度が創設された「後」につき合い始めたカップルと、その「前」から親密な関係を築いていたカップルとで——証明書に対して異なる見解を示す傾向があることを指摘している。また、制度「後」のカップルは、同居、公正証書の作成、証明書の申請というプロセスを短期間に行っている（行おうとしている）のに対し、制度「前」のカップルは、様々なライフイベントを長い時間をかけて行っている、という違いもある。

本稿も、制度の「前」か「後」かによって傾向に違いがあることを観察している。そこで、以下ではまず、制度ができた後に出会い、同居期間が2年以内の「F4」「F3」「M2」のケースを紹介する。次いで、制度ができる前から渋谷区で同居していた「F1」「M1」「F2」「M5」のケースを紹介する。

#### 3-1 制度「後」のカップル

##### 3-1-1 F4のカップル

F4aさんとF4bさんは、ともに30代で、パートナーシップ証明の取得を検討中のカップルである。インタビューは別々に行ったが、証明書取得に対する2人の見解は、おおむね一致していた。

渋谷区には、「将来的には申請したい」(F4b) という理由で引っ越した。部屋探しのさいには「行ってからもめるのも嫌だなと思い」、不動産会社に「事前にメールでそういう関係です」(F4a) と常に知らせていた。

同居を始めるにあたり、2人が恋人関係であること、証明書の取得を考えていることを母親に話したいと思い、各々で実行している。「それくらい真剣だ」(F4b) と伝えたかったことに加え、証明書の取得には「お互いの結び付き以上に周りとの結び付き」(F4a) が重要であると考えてのことだった。母親の理解は「微妙な感じ」(F4a) であり、親が納得するための働きかけを続けている。

友人にも、自分の「家族」「つながりの一部」(F4a) としてパートナーのことを伝えたいと思っており、証明書を取得したあかつきには友人や親族を招待したセレモニーをしようと計画している。

申請に向けて情報収集を進めるなかで、「制度的に何を保障されるのか、逆に何が保障されていないのか」がわかってきたが、「やっぱりそれでも取りたい」(F4a) と思った。「証明書には法的効力は全然ないと思った」(F4b) が、それでも公正証書が「法的な部分にひも付

いているので、割としっかりしたものに見えた」(F4a)。結局は「自分が死んだときのためにどうするか」(F4b)が重要であること、そのために遺言書を作成する必要があることを理解していき、これまで考えたことのなかった「死んだ後のこと」(F4b)をよく考えるようになった。

遺言書を作り、任意後見の契約をするにしても、お互いの合意だけでなく、親きょうだとも折り合いをつけながら進めたいと考えている。「一緒に築いたものができたとき、それを納得のいく形で渡せるか」(F4a)を心配しているためである。証書ができたら、その内容を「親に覆されない」(F4b)よう、母親に「(自分が)死んだときのために残しておく書類だ」(F4b)と伝えにいかうと思っている。

証明書だけでは「不足している」(F4b)と感じており、同性婚があればと思う。「方法的な部分でいうと公正証書を取れば済む」(F4a)話であるものの、認定制度によって、たとえば会社の対応が変わるのは「すごい」(F4b)ことだと捉えている。また、証明書を申請することで、同性カップルの存在を社会にアピールできる点にそれなりの意味を見出している(F4a)。

### 3-1-2 F3のカップル

F3aさんとF3bさんは、それぞれ40代と30代のカップルで、証明書は取得済みである。取得のきっかけとして、2人とも病院でのエピソードを語っているが、F3bさんはそれ以上の動機やニーズを明らかにしていないため、以下では取得を主導したF3aさんの話を紹介する。

取得を考えたきっかけは、F3aさんが夜中に救急車で運ばれたとき、F3bさんが「奥さんですか」「ご家族ですか」「あなたとの関係は？」と聞かれて「面倒」だったことである。そのときに「じゃあ渋谷区に引っ越して同性婚して、続柄『パ』って書けばいいんじゃない」「『パって何?』と言われたら、同性婚でパートナーですって言えば」と提案した。

異性婚のようにはいかないが、何か「1つ形になる」のであればやりたいという気持ちがお互いにあった。それから1年ほどの短期間で、住んでいたマンションの売却、渋谷区での物件探しやリフォーム、公正証書の作成を同時並行で行った。

公正証書の作成は「2人でこれからどういう生活をして、どういう時間の使い方」をするのか、「道を作っていく作業」だった。「いろいろなことを深く考えることにな」ったし、「引き返すなら今だぞと思う瞬間もあ」った。何度も喧嘩をしたが、「自分たちが向かっている先はそんなに簡単なことじゃない」「こんなことでけんかして、こんなことも理解し合えなかったら証明書を取る必要もないよね」「そうだよ」と持ちなおした。申請するまでの準備作業が「お互いの結びつきを強くした」。制度は、誰かと長期的な関係を築こうと思えるきっかけになったと思う。

証明書取得のメリットとして、病院でパートナーとして対応してもらえること、「何かあったときの受取人」をパートナーにできたこと、「胸を張って生きていける」というメンタ

ル的なことなどを実感している。しかし、パートナーを扶養に入れられず、国からは「あなたたちは他人（同士）です」と言われているようで、不満である。

証明書を手にして「生涯一緒にいる人なんだなというのは、たまに瞬間瞬間で認識」する。仕事を「頑張らなきゃ」とあらためて思った。「大変さ」や「重み」を感じたし、新しい家のローン返済もある。また、不用意な言葉が向けられて傷つくこともあるが、「2人の関係性を明確にしてしまった」からには、それも「乗り越えていかなきゃいけないんだな」と思っている。

証明書を取得してから、自分たちの関係や生活のあり方が「どういうふう認識されているのか」が気になるようになり、今年（2018年）初めてパレードに行ってみた。法律や人権、政治的なことに関しても興味がわき、そうした話もするようになった。このインタビューに応じたのも、「異性と同じような同性婚ができる材料になればいいなと思って」のことである。

### 3-1-3 M2 のカップル

M2aさんとM2bさんは、30代同士のカップルで、証明書の取得は済んでいる。

M2bさんは、パートナーが取得に積極的に「彼がほとんど全部してくれた」ため、「僕はスケジュールを合わせたくらい」だという。証明書は、「お互いの生活上で改めて考えてみて、そんなに今必要なものではな」かったが、「取れるから取ってみよう」「取っておいてデメリットになることはないだろう」と思った。

「今回のインタビューの依頼を受けたときに改めて考えてみて」、証明書取得の「自分の中の大きな意義は」、パートナーの不安感を払拭することにあっただと思った。「この先も一緒に過ごすということの証明」だから「安心材料にしてもらいたい」。

「何気なく取った」という自分の経験が「誰かのきっかけになってくれたら」という思いはある。「自分のときはこういうふうにした」と話せることが「誰かの取得につながるのであれば大きな意味がある」から「草の根的な」活動として「やってみた」のかもしれない。

M2aさんは、「自分が住んでいる渋谷区が、日本に先駆けてそれを始め」たことが「素直に本当にうれしかった」という。知人たちは制度に辛口で、「何が変わるのか」「制度がポイントできあがっても（国の）法整備が進んでない」「実情が伴っていない」という意見も聞いたが、それでも「今までずっと嘘をついたり、こそこそ隠れたりしたことを行政というところに認めてもらえる」ことは「とても大きなこと」だと感じた。

合意契約書（公正証書）には、家計や家事の分担のことや「浮気はしては駄目というのをやんわり」入れた。また、行政書士に「両方の両親がそれを見たときほっこりするから」と言われ、「お互いの両親に愛情を持って接すること」という文言も入れた。しかし、公正証書は「たとえば、会社同士の決め事をちゃんと文書にする程度のことと一緒に」で、「関係が公的な役所に出される」ことのほうが重要だと考えている。そのため、「物理的なことより、心情的な、精神的な面の変化のほうが大きいように感じ」ている。

渋谷区は、世田谷区と比べて「お金もかかるし、大変だったけれども、このくらいでよかったと思」っている。「そのくらいの気持ちと精神力がないと取ってはいけないうらい、責任を伴うもの」を求めていたと自分で思う。

証明書を取得して「心の支えというか、『この人に全部任せておきますよ』というような安心はある。「何も問題がなければずっと2人で一緒」と思うと、今度は「将来のこと」や「相手が切ない最期を遂げ」たらどうしようと心配になってきて、「だからやっぱり家族と仲良くしておかない」と思っている。

### 3-2 制度「前」のカップル

次に、制度ができたときすでに渋谷区で同居をしていたカップルについて取りあげる。いずれのカップルも証明書を取得済みである。なお「F2」「M5」のケースは、カップルの片方だけにインタビューを行った。

#### 3-2-1 F1 のカップル

F1aさんとF1bさんは40代で、同居して8年になるカップルである。

F1aさんが証明書を取得したのは、「渋谷区に住んでいるし」「親にも言っており」「取得することに対する障壁が少な」かったことに加え、「一歩進むようなことがあるのであれば当然のごとくトライ」「いただけるものはいただく」という考えからだったという。「当事者がそれを利用」せず「数が増えないと」「いないのかな」と思われるのが嫌だったし、利用することで制度が続けば「若い世代の人たちが将来に希望を持てる」という「社会貢献的な」意味合いもあった。

公正証書の作成は、『「本来だったらやらなくてもいいことなのにね』という気持ち』がある。「普通だったら、こんなことしなくていいのに」「こんなの、作らなくてもいいことにしてもらえませんかね」と思った。また、公正証書を作る過程で「普段あまり考えないことをそこで考え」てみたら、「実際本当に一番困るのって、最終的にこの相続1個だけじゃない？」ということがわかった。

だから「結局、結婚でなければ意味ない」し、証明書では「たいした違いは生まれない」。生命保険の受取人を変更できたこと以外、「実際の効力を感じることはな」く、「自分たちの生活が変わる期待は寄せていない」。気持ちの面では、「これで、絆が強まったということはない」が、「一応、何か約束事をしたということ」や「お互いに責任がある」ということを意識するようになった。

F1bさんも、制度が始まるというニュースを聞いたとき、「渋谷区に住んでいるし」「取らない理由がない」と思った。「われわれはたまたま職場にも親にもオープンだったから、何の問題もなく、お互いの意見さえ合えば」出せた。「親に黙って結婚する人は少ない」ように、「勝手にやっていいのかな」と考える人や「それをやることでばれる心配をする人」はいるかもしれないと思う。

取得して良かった点を挙げるのであれば、「証明書をもっているという精神的な安心感」や「落ちつき」を得たことがある。それまでは、「われわれを証明するものはお互いの気持ちしかな」かったが、「一応、公に認められている」と言えるようになった。「結婚と同じ効力はないけど、一応そういう証明書を取った仲です」と周囲に言える。また、「何かあったときに、これを見せれば、公になっているものだから、自分ひとりですごく頑張らなくていい」という安心感がある。

### 3-2-2 M1 のカップル

M1aさんとM1bさんは、同居してもうすぐ7年になる40代と30代のカップルである。

M1aさんは「もともと結婚というものをしたいなとずっと思って」おり、「その代わりになるのであれば、とりあえず取ろうか」と思った。「何か形がほしいな」というのがあった。お互いの親やきょうだいと交流があり、証明書の取得についてとくに相談はしなかった。簡単な報告をただけである。

証明書を取得したことで「保険金の受取人にパートナーを指定できた」。ただし「公正証書を見せれば配慮してもらえる」保険会社もあるようなので、「証明書の重みというのはどこまであるのかと思った」りもする。今回、公正証書を作って「かなりのものが網羅できる」ことがわかったが、唯一「自分が死んで、(自分名義になっている)家や預金を全部そのまま(パートナーに)移せ」ないことが心配である。

会社でカミングアウトをしており、職場に取得したことを伝えたが、会社は「法律で決まっている以上のことはしません」というスタンスで、何の対応もしてもらっていない。対応のある会社があることを伝え聞くと、「ちゃんと会社に認めてもらって」「いいなと素直に思」う。いちばん心配なのは、パートナーの看護や介護のために特別休暇が取れるかどうか、ということである。現状では、配偶者でないと取れないことになっており、会社がどう対応するのが気になっている。

証明書を取って、「少し形ができて、何かあったときに、これを使えるかな」と「少し安堵した」。「2人の気持ちがこうなんだ」ということを表すものができたことは良かったが、証明書より公正証書のほうに意味があると思っているので、公正証書をとることを「お勧めし」たい。

M1bさんは、制度をネットニュースで知った。LINEでパートナーに記事を送り、「こんなの渋谷区がやるらしいよ」「で、どうする」と聞いたら、「いいんじゃない、申し込む?」ということになった。

証明書を受け取ったとき、「一緒に年取ろうねと約束をしたんだな、という気持ち」にはなった。気持ちの面では「結婚と同じような感覚ではいるのかな」と思う。「帰れば相手がい、朝起きたら相手がい」という生活や関係が「一応区に認められている」という感覚はある。他に変化があったことはなく、証明書を取って良かったことは「それしかない」。

パートナーシップ証明書を「会社に提出すると言われてたら、しないと思う」。提出して「好奇の目で見られるようになる」ことが、自分にとって大きな「問題」である。

### 3-2-3 F2 さん

F2 さんは 30 代。30 代のパートナーと同居して 8 年になる。

取得第 1 号のカップルの報道を見て、「あ、忘れてた」「乗り遅れてる」と思い、取得に向けた行動を開始した。たまたま渋谷区に住んでいて「取れるなら取りたいし」、「取らないと制度として消えてしまう」「これだけの人（当事者）がいる」のに「いないことになって」しまうと思った。

認定制度ができる前（2014 年）に、お互いの家族や友人を招いて結婚式をした。結婚式をしたとき、公正証書を作成しようという話では出なかった。証明書を取得するという目的がなければ、公正証書は作っていなかったと思う。作成にはお金がかかったし、たいへんだったが、作ってみれば「手間をかける意味はあっ」た。今後、遺言書も作ろうと思っている。証明書を取ることは、母親には相談した。パートナーが後見人になり「何かあったときは母親よりも強い立場になるので」それでいいかを確認した。

最近、入院して手術をしたが、病院に「これです、見てください」と証明書を渡せたのは大きかった。また、証明書を使って生命保険に入ることを考えている。これから共同で住宅ローンが組めるようになるかもしれないというニュースには、2 人で喜んだ。

証明書を取ったことで、パートナーへの気持ちや 2 人の関係に何か変化があったということはない。ただ「渋谷区の区役所の方が」「ちゃんと個室に案内してくれて、おめでとございますと言って（証明書を）渡してくれた」のは、とても嬉しかった。「渋谷区には認めてもらっているという感覚がすごくある」。

証明書を取ってから、「各党の考え方をよく見るようになった」し、「選挙自体もしっかり行くようになった」。また、「レインボーパレードに最近行くようになり、支援している人たちを見て、「やっぱりちゃんと自分の意思を反映していかなければ」と意識するようになった。

### 3-2-4 M5 さん

M5 さんは 50 代で、40 代のパートナーと同居して 22 年になる。

証明書を取ろうと思ったのは「もう 20 年ぐらい一緒にいるわけ」だから、「役所がお墨付きを、どんな形でもいいからくれるんだったら、もらっとこうかなと思った」からである。2 人の間でも「あまり議論にならず」「まあ、じゃあ、やろうか」という感じだった。公正証書の作成も「いつかは」と思っていたが、のびのびになっていた。証明書という目標がなければ「このタイミングでは作っていなかった」。公正証書の作成や証明書の取得について、80 代の親への報告は事後である。

合意契約、後見人契約、遺言の 3 種類の公正証書を作成したが、「面倒くさいとか、腹が

立つとか」ということはなく、作ってみて「おもしろかった」。「こんなことをきちんと書面に残さなければいけないのか」という発見もあったし、遺言は「この20年間を振り返る」「いい機会だった」。

とはいえ、公正証書より、証明書の取得のほうにより「重み」を感じた。証明書を得て「ああ、認められた」と思った。公正証書だけを作るというやり方もあるのかもしれないが、「役所にちゃんと認めてもらう」こと、「区役所に何か残せるということが大事だった」。

証明書を取得して、「つなぎ止めるものが何もないカップルに、形になるものができたな」と思った。「口ではしょっちゅう別れる」と言っているが、「どちらかが死ぬまで見なきゃしょうがないんだろうな」という覚悟ができたんじゃないかな」と思う。証明書は、結婚の代わりという感覚があり、同性婚が認められたら「たぶん、するだろうと思う」。

#### 4——分析——制度を介した解釈過程でどんなニーズが認識されたのか

以上のインタビューは、渋谷区の認定制度の利用（検討）者へのものであるため、皆がこの制度の価値を何らかの点で認めていた。それと同時に、制度への批判的な視点も保持していた。この認定制度は、利用者たちでさえその評価を簡単に下せないものとなっており、このこと自体、1つの論点であるが、ここでは制度に対する評価には踏み込まない。本稿の視点（Blumer 1969=後藤 1991）の眼目は、制度が人々によって呼びかけられ、意味づけられることで、さらなる解釈過程が生み出されている点にある。そして、制度を介した解釈過程でどのようなニーズが認識されたのかが、本章でなされる分析である。

##### 4-1 制度「後」のカップルのニーズ認識

認定制度ができた後につき合い始めたカップルは、「何をどう望めばいいのか」に関する手順や「望み」を語るための語彙を、制度の利用を検討したり手続きを進めたりするなかで獲得していった様子が見てとれた。

たとえば、F4のカップルは、同居、公正証書の作成、証明書の取得にともない、2人の関係を周囲に認めてもらいたいという希望や、親との関係を調整する必要性を明確に認識していく。公正証書や証明書が何を保障し、何を保障しないのかを早い段階で理解し、「長期にわたり安定的な関係を維持する」という前提のもとで、将来的に「相続」に対するニーズが大きくなっていくだろうことを認識する。

制度は「長期的な関係」への自らの欲求に気づくきっかけにもなる（F3a）。また、「生涯を共にするだろう」という予測は、パートナーとの関係で生じるニーズを認識させるだけでなく、様々な他者との関わりや出来事の可能性を想像させ、自分たちを取りまく環境に対する要求も意識させる。たとえば、「ずっと一緒と思うと将来のことを考えるようになり、最期のことを想像して家族と仲良くしておかないといけないと思う」（M2a）というようにである。証明書は「この先も一緒に過ごすことの証明」（M2b）であり、渋谷区の認定



制度は、安定的な関係を担保するものとして理解されている。このように「長期的な関係」を予期することは、これまで考えたことのないことを先取りの考えることを促し、時間的にも空間的にも広がりのあるニーズを認識させていく。

#### 4-2 制度「前」のカップルのニーズ認識

認定制度ができる前から渋谷区で同居してきたカップルは、総じて、証明書を取得しても自分たちの生活や関係に大きな変化がないと感じていた。また、親きょうだいには2人の関係を伝えており、取得に際して親との関係調整が必要になった人はいなかった。

そのためなのかもしれないが、証明書を取得した理由として、生活上のニーズに具体的に言及する人はいなかった。「いただけるものはいただく」(F1a)、「渋谷に住んでいて取らない理由がない」(F1b)、「とりあえず取ろうか」(M1a)、「取れるなら取りたい」(F2)、「くれるんだったらもらっところかな」(M5)といった様子である。より積極的な理由として、「渋谷区に住んでいる自分たちがやらないと制度がなくなってしまう」(F1a/F2)、「若い世代のために」(F1a)など動機が挙げられた。

証明書を受け取ったときには、「一応、何か約束事をした」「お互いに責任がある」(F1a)、「一緒に年取ろうねと約束をした、という気持ち」(M1b)、「つなぎ止めるものができた」「死ぬまで、という覚悟ができた」(M5)などの意識が生じたという。このように、証明書を「長期的な関係への約束」を示すものと理解されているのは、制度「後」のカップルでも同じであった。しかし、何年も生活を共にし、家族の承認も得ているカップルであっても、自分たちの関係を「約束」や「責任」や「覚悟」に欠けるものとしてとらえていた点は、注目に値する。「約束」「責任」「覚悟」を「欠いていた」という意識、その裏返しとしての「長期的・安定的な関係」への欲求は、制度を利用した後に遡及的に認識されたニーズといえる。

また、証明書を取得したことによる変化として、「一応、公に認められている」(M1b)、「渋谷区に認めてもらっているという感覚」(F2)、「役所にちゃんと認めてもらう」「区役所に何か残せる」(M5)など、「区に認められている」という実感を得たことが語られている。それとともに、「証明書をもっているという精神的な安心感」「何かあったとき安心」(F1b)、「少し安堵した」(M1a)といった精神面の変化が語られた。「承認による安心」という個人的・心理的ニーズは、社会制度によって満たされるべきニーズと見なされにくいのが、制度を利用した後に「意味のあるもの」として感受され、言語化されたニーズと見るべきである。

### 5——親密圏のニーズを支える制度の可能性

ここまで、制度とのやりとりのなかで認識されるニーズ、あるいは、制度を利用した後に語られたニーズを記述してきた。制度「前」のカップルのインタビューから取り出したニーズはとりわけ、社会制度によって支えられるべきものなのかという疑義が向けられそ

うな「私的な」ものである。しかし、かれらのニーズが個別関係的・精神的なものに圧縮されているのは、生活防衛のための懸命かつ賢明なこれまでの努力によって、生活上のニーズを満たしてきたからである。圧縮されたニーズの表出は、また、パートナーシップ認定制度の限界を示すものでもあるが、最後に、制度を介した解釈過程が「私的なニーズ語り」に終始したわけではないことを書き添え、本稿を閉じる。

たとえば、証明書を申請することで、性的マイノリティの可視化を図りたい、制度を維持したいなどの動機が語られた (F4a/F1a/F2)。F3aさんは、これまで解放運動やゲイ・コミュニティとの接点がなく、自分たちの生活や関係を守ることに注力していたが、証明書を取得した後、性的マイノリティを取り巻く環境や法律に関心がいくようになった。また、これから生じる社会との軋轢を想像し、それと対峙する意思を固めている。M2bさんは、パートナーの不安感を取り除く目的で証明書を取得したが、次の誰かの取得につながるなら自分の経験を話したいという気持ちが芽生えた。これまで行ったことのなかったプライドパレードに行くようになったり (F3a/F2)、政党のマニフェストに関心を寄せたり、選挙に行くようになったりした (F2)、などの行動の変化も見られた。

このように、制度の利用者たちは、パートナーという「具体的な他者の生あるいは生命への配慮・関心」(齋藤 2003: vi) を超え、親密圏の外部の人々に共通する問題へとその関心を広げている。親密圏のニーズを支える制度は、閉じた圏域の外部 (公共圏) へと人々をつないでいくメディアにもなり得る。それは、法的効力のない制度が内包する、また別の可能性である。

#### 《注》

- 1) 2018年11月時点で、渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市、中野区の9自治体がパートナーシップ認定制度を導入済みである。
- 2) 結婚防衛法は、ある州が認めた結婚でも、それが同性同士の場合、他の州や連邦がそれを必ずしも尊重する必要はないとした法律である。
- 3) 大阪 (2006年2月26日、エル・おおさか)、第1回東京 (3月5日、学習院大学)、香川 (3月19日、高松市女性センター)、札幌 (3月26日、札幌市男女共同参画センター)、第2回東京 (4月16日、東京YMCA山手センター) の5会場で実施された。全国5会場に会場した人は延べ約700名であった。筆者は、東京で開かれた1回目のシンポジウムに主催者の1人として参加した。
- 4) 2015年以降は目立つ動きが相次いでいる。たとえば、同性婚を希望する455人が、日本で同性婚が法制化されていないのは個人の尊重や法の下での平等を定める日本国憲法に反するとして、人権救済の申立書を日本弁護士連合会に提出し (2015年7月7日)、同性婚の合法性を問うた (同性婚人権救済弁護団 2015)。
- 5) 青山 (2016) は、「同性婚および同性パートナーシップ」を「同性婚」の語で代表させている。
- 6) 2000年代以降に発表された制度の是非論を時系列に挙げると、(風間 2003; 河口 2003; 谷口 2003; 赤杉ほか 2004; 杉浦 2004; Percin 2001=齋藤 2004; エミ・コヤマ 2004; 李 2004; 谷口 2004; サンダース宮松 2005; 金田 2005; 岡野 2006; Chauncey 2004=上杉・村上 2006; 綾部 2007; 杉浦ほか 2007; 清水 2007, 2008a, 2008b; 志田 2009; 堀江 2010; 谷口 2013; 堀江 2015; 川坂 2015; マサキ 2015; 岡野 2015; 谷口 2015; Sullivan 1995=本山ほか訳 2015; 青山 2016; 綾部 2017; 齋藤 2017) などがある。

これらを整理した青山によれば、代表的な賛成意見は「1) 同性婚は自由と平等の制度的保証である、2) 国際法的に正当である、3) 被差別集団の差別をなくすよう作用する象徴的意義が大きい、4) すでに存在しているカップルの実生活の必要を満たす」（青山 2016: 28）の4点にまとめられる。反対意見は「1) 性的少数者の中のマイノリティ排除の問題、2) 経済的弱者排除の問題、3) 近代家族規範・国家の法制度への包摂の問題、4) グローバル資本主義・新自由主義経済政策との親和性の問題」（青山 2016: 29）などを指摘しているという。なお、これらの反対意見から「ホモフォビアに基づく意見やバックラッシュ的な意見」（青山 2016: 30）は省かれている。

- 7) 本稿は、ハーバート・ブルーマー（Blumer, Herbert）の展開したシンボリック相互作用論のパーспекティブに依拠して、インタビュー内容を分析している。すなわち、人間はある事柄（ここでは「渋谷区の認定制度」）が自分にとってのもつ意味にもとづいて行為するのであり、その意味は、それに対処するさいに促される解釈過程を通して維持されたり修正されたりする、という視点である（Blumer 1969=後藤 1991）。
- 8) このアンケートの調査期間は 2004 年 2 月 28 日から 5 月 10 日までであった。用紙で回収されたアンケートが 238、インターネットでの回収が 445、有効回答は 683 である。性的指向別に回答者を見ると、レズビアンが 296 人、ゲイが 145 人、バイセクシュアルが 157 人、そのほかが 77 人、無回答が 8 人である。
- 9) a から i の諸権利については、おおむね「非常に必要」「必要」という回答が多く、中でも「e. 看護・面接権」「f. 医療上の同意権」の 2 項目は「必要」「利用する」が際立って多い、という結果だった。
- 10) 以下の引用は、杉浦・釜野・柳原（2008）からのものだが、「パーソナル・ネットワーク」に関する分析は、釜野が単独で行ったものである。
- 11) 「渋谷区パートナーシップ証明実態調査（個人調査）」は、渋谷区、NPO 法人虹色ダイバーシティ、研究チーム（代表は釜野さおり、その他のメンバーは谷口洋幸、神谷悠介、杉浦郁子）の 3 者による共同調査である。調査の設計、実査、データの作成において、研究チームが中心的な役割を担った。すべてのインタビュー協力者とデータの使用および公表に関する承諾書を交わしている。また、渋谷区、NPO 法人、研究チームの間で取り交わした覚書において、研究チームのメンバーは、この調査で収集したデータを分析し、その結果を公表できることが明記されている。
- 12) この調査の報告会が 2017 年 11 月 5 日に渋谷男女平等・ダイバーシティセンターで実施された。そのさい作成された調査報告書は、渋谷区のホームページからダウンロードできる（渋谷区 2017）。

#### 《文献》

- 青山薫 2016 『『愛こそすべて』——同性婚／パートナーシップ制度と『善き市民』の拡大』『ジェンダー史学』12: 19-36
- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著 2004 『同性パートナー——同性婚・DP 法を知るために』社会評論社
- 綾部六郎 2007 「親密圏のノルム化——批判的社会理論は人々の親密な関係のあり方と法との関係について何が言えるのか？」仲正昌樹編著『批判的社会理論の現在（叢書・アレティア 8）』御茶の水書房 279-302
- 綾部六郎 2017 「ノルム——平等か解放か？」谷口洋幸・綾部六郎・池田弘乃編著『セクシュアリティと法——身体・社会・言説との交錯』法律文化社 133-143
- 有田啓子・藤井ひろみ・堀江有里 2006 「交渉・妥協・共存する『ニーズ』——同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズから」『女性学年報』27: 4-28
- Blumer, Herbert 1969 *Symbolic Interactionism: Perspective and Method*, Prentice-Hall=後藤将之訳 1991 『シンボリック相互作用論——パーспекティブと方法』勁草書房

- Chauncey, George 2004 *Why Marriage? : The History Shaping Today's Debate over Gay Equality*, Basic Books=上  
杉富之・村上隆則訳 2006 『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』 明石書店
- 同性婚人権救済弁護団 2015 『人権救済申立書〔概要版〕』  
<http://douseikon.net/?p=537> (2018年10月30日閲覧)
- エミ・コヤマ 2004 「同性婚騒動をめぐる米国 LGBT コミュニティのポリティクス」 赤杉康伸・土屋ゆき・  
筒井真樹子編著 『同性パートナー——同性婚・DP法を知るために』 社会批評社 143-162
- エスムラルダ・KIRA 2015 『同性パートナーシップ証明、はじまりました。——渋谷区・世田谷区の成立  
物語と手続きの方法』 ポット出版
- 早川武夫 1989 「アメリカ法の最前線——同性愛者の権利のための闘争」 『法学セミナー』 34(9): 8-9
- 菱木昭八郎 1994 「スウェーデン同性婚法」 『ジュリスト』 1056: 137-140
- 菱木昭八郎 1995a 「資料 スウェーデン新婚姻法——その後」 『家庭裁判月報』 47(5): 85-134
- 菱木昭八郎 1995b 「資料 スウェーデン同性婚法」 『専修法学論集』 63: 133-141
- 堀江有里 2010 「同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察——日本の制度の文脈から」 『社会システム研究』  
21: 37-57
- 堀江有里 2015 『レズビアン・アイデンティティーズ』 洛北出版
- 石川稔 1984a 「同性愛者の婚姻（その1）——同性婚は認められるか」 『法学セミナー』 28(8): 90-95
- 石川稔 1984b 「同性愛者の婚姻（その2）——同性婚は認められるか」 『法学セミナー』 28(9): 56-61
- Kamano S., Kamiya Y., Sugiura I. and Taniguchi H. 2018 “*Family and Partnership: Motivations in Applying for  
Same-Sex Partnership Certificate in Shibuya, Tokyo,*” XIX ISA (International Sociological Association) World  
Congress of Sociology, Toronto, Canada, July 16, 2018, Metro Toronto Convention Center
- 上川あや 2016 「世田谷区における同性パートナーシップの取組について」 棚村政行・中川重徳編著 『同  
性パートナーシップ制度——世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』 日本加除出版  
180-209
- 金田智之 2005 「同性婚は個人性を保障するために必要」 『クィア・ジャパン・リターンズ』 0: 135-136
- 金田智之 forthcoming 「コミュニティ」 綾部六郎・池田弘乃編 『クィアと法（仮）』
- 河口和也 2003 『クィア・スタディーズ（思考のフロンティア）』 岩波書店
- 川坂和義 2015 「『人権』か『特権』か『恩恵』か——日本における LGBT の権利」 『現代思想』 43(16): 86-  
95
- 風間孝 2003 「同性婚のポリティクス」 『家族社会学研究』 14(2): 32-42
- 菊地和典 1994 「市民権を得た同性愛結婚——ある『異常』から『正常』への軌跡」 『ケース研究』 242:  
227-234
- 木下敏恵 1994a 「海外法律情報スウェーデン——同性愛カップルのパートナー法」 『ジュリスト』 1051: 77
- 木下敏恵 1994b 「海外法律情報スウェーデン——同性愛カップルの権利をめぐる動き」 『ジュリスト』  
1039: 96
- 「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」 有志ニーズ調査プロジェクト 2004 『同性間パート  
ナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査』  
<http://www.geocities.jp/seisakuken2003/tyosa/tyosa.pdf> (2018年10月30日閲覧)
- クィア・スタディーズ編集委員会 1997 『クィア・スタディーズ'97』 七つ森書房
- 李瑛鈴 2004 「『法律で守られる』関係の限界について」 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著 『同性パート  
ナー——同性婚・DP法を知るために』 社会批評社 112-124
- マサキチトセ 2015 「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流『LGBT運動』  
と同性婚推進運動の欺瞞」 『現代思想』 43(16): 75-85
- 岡野八代 2006 「『承認の政治』に賭けられているもの——解放か権利の平等か」 『法社会学』 64: 60-67

- 岡野八代 2015 「平等とファミリーを求めて——ケアの倫理から同性婚をめぐる議論を振り返る」『現代思想』43(16): 60-71
- 大村敦志 1995a 「性転換・同性愛と民法（上）」『ジュリスト』1080: 68-74
- 大村敦志 1995b 「性転換・同性愛と民法（下）」『ジュリスト』1081: 61-69
- 大島梨沙 2017 「『パートナーシップ証書』から考える共同生活と法」『法学セミナー』753: 46-50
- Percin, Laurence de 2001 *Le Pacs : Le Pacte civil de solidarité.* = 齊藤笑美子訳 2004 『パックス——新しいパートナーシップの形』緑風出版
- 齊藤笑美子 2017 「婚姻——カップルの特別扱いに合理性はあるか？」谷口洋幸・綾部六郎・池田弘乃編著『セクシュアリティと法——身体・社会・言説との交錯』法律文化社 67-78
- 齋藤純一編 2003 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版
- サンダース宮松敬子 2005 『カナダのセクシュアル・マイノリティたち——人権を求めつづけて』教育史料出版会
- 渋谷区 2017 『渋谷区パートナーシップ証明実態調査 報告書』  
[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/com/partnership\\_hokoku29b.pdf](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/com/partnership_hokoku29b.pdf) (2018年10月30日閲覧)
- 志田哲之 2009 「同性婚批判」関修・志田哲之編著『挑発するセクシュアリティ——法・社会・思想へのアプローチ』新泉社 133-167
- 清水雄大 2007 「日本における同性婚の法解釈（上）」『法とセクシュアリティ』2: 45-91
- 清水雄大 2008a 「日本における同性婚の法解釈（下）」『法とセクシュアリティ』3: 1-44
- 清水雄大 2008b 「同性婚反対論への反駁の試み——『戦略的同性婚要求』の立場から」『Gender and sexuality』3: 95-120
- 篠原光児 1988 「同性愛——アメリカ家族法の一断面」『判例タイムズ』672: 23-29
- 杉浦郁子 2004 「同性間パートナーシップ制度の要求とは——同性愛者の公的な承認をめざして」『わたしの21世紀』37: 26-29
- 杉浦郁子・釜野さおり・柳原良江 2008 「女性カップルの生活実態に関する調査分析——法的保障ニーズを探るために」『日本=性研究会議会報』20(1): 30-54
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束編著 2007 『パートナーシップ・生活と制度——結婚、事実婚、同性婚』緑風出版
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束編著 2016 『パートナーシップ・生活と制度——結婚、事実婚、同性婚 [増補改訂版]』緑風出版
- Sullivan, Andrew 1995 *Virtually Normal: An Argument about Homosexuality*, New York: Knopf = 本山哲人・脇田玲子監訳／板津木綿子・加藤健太訳 2015 『同性愛と同性婚の政治学——ノーマルの虚像』明石書店
- 棚村政行 1992 「家族的パートナーシップ制度」『青山法学論集』33(3/4): 109-156
- 棚村政行・婚姻法改正を考える会 1994 「同性愛者間の婚姻は法的に可能か」(家族法が変わる シリーズ・婚姻法改正を考える第20回)『法学セミナー』39(8): 16-21
- 棚村政行・中川重徳編著 2016 『同性パートナーシップ制度——世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版
- 谷口洋幸 2003 「同性パートナーの法的保障——なぜ必要といえるのか？」『神奈川大学評論』46: 125-126
- 谷口洋幸 2004 「『同等だが差異ある制度』の検討」『わたしの21世紀』37: 19-21
- 谷口洋幸 2007 「法的保障のニーズ——調査プロジェクトの概要とともに」『シンポジウム 同性カップルの生活と制度——聞き取り調査から考える現在と未来』報告レジュメ、2007年12月15日、お茶の水大学
- 谷口洋幸 「同性間パートナーシップと法制度」『blogos』2013年4月19日  
<http://blogos.com/article/60558/> (2018年10月30日閲覧)

谷口洋幸 2015 「『同性婚』は国家の義務か」『現代思想』43(16): 46-59

谷口洋幸 2017 「パートナーシップ認定手続の比較」『日本におけるクィア・スタディーズの構築』研究グループ編『全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査報告書』64-82

[http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/seisaku\\_chousa.pdf](http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/seisaku_chousa.pdf) (2018年10月30日閲覧)

角田由紀子 1991 「同性愛に生きる権利——なぜ差別されるのか」『性の法律学』有斐閣 199-218

記：本研究は JSPS 科研費 JP16H03709 の助成を受けたものである。(研究課題名「性的指向と性自認の人口学——日本における研究基盤の構築」基盤研究(B)平成 28～32 年度／研究代表者 国立社会保障・人口問題研究所 釜野さおり)

————— [すぎうら いくこ・和光大学現代人間学部現代社会学科教授]